

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 8 回議事録

令和 5 年（2 0 2 3 年） 1 2 月 1 4 日開催

第358回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）12月14日（木） 午前10時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟新館 2階 職員研修室

出席者

（出席委員） 江藤 俊男、堀川 泰注、小松野 太樹、齊藤 力、
神田 美希、南本 健成、皆川 朋子、福井 春菜

（欠席委員） 木下 優喜、松浦ゆかり

（水産振興課） 課長補佐 石動谷 篤嗣、主幹 木村 武志、主幹 菅野 隆一郎

（事務局） 事務局長 鮫島 守、主幹 岡田 丘、主幹 中根 基行、
参事 郡司掛 博昭、技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案 熊本県内水面における第15次漁業権に関する漁業権の免
許について（諮問）

第2号議案 内水面漁業権の遊漁規則について（諮問）

報告

全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰に係る対象者の推薦について

3 閉 会

事務局	第３５８回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は１０名中８名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３５８回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部漁業関係法令集を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしく申し上げます。
議長	おはようございます。師走の大変お忙しい中に御参加いただきまして誠にありがとうございます。今年最後の委員会となりますので、今日はよろしく申し上げます。 それでは、ただ今から第３５８回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は堀川委員と神田委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。 第１号議案、熊本県内水面における第１５次漁業権切替に関する漁業権の免許について、でございます。 水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。よろしく申し上げます。 第１号議案 熊本県内水面における第１５次漁業権切替に関する漁業権の免許について、諮問をさせていただきます。着座にて説明します。資料は１ページからとなっております。 現在、本県の内水面においては、漁業法に基づき１８件の共同漁業権を免許しておりますが、これらの漁業権につきましては、令和５年１２月３１日に存続期間が満了します。 このため、新たに令和６年１月１日以降の漁業権を免許する

必要があります。

漁業権免許については、設定する漁業権の内容を漁場計画に掲げ、その内容について漁協等の申請を受け、県が免許する流れとなっています。

漁場計画については、今年の９月に本委員会から答申をいただき、９月２９日に１８件の共同漁業権の計画を作成し、公示しました。

資料２ページをご覧ください。

こちらと次の３ページは、漁業権ごとの漁場計画及び申請者の一覧を整理したものです。

２ページ下方の内共第９号以外の１７件の漁業権について、それぞれ現在の漁業権者から、合計１７件の申請がありました。

県で免許するにあたり、漁業法の規定に基づき申請内容を審査します。

漁業法第７３条の規定により、免許しない場合に該当する場合を除き免許しなければならないとされていますので、「免許しない場合に係る判断」をすることとなります。

判断項目は大きく４つです。審査結果を見開きで４ページと５ページにまとめています。説明は５ページの表を用いてさせていただきます。

まず、「１申請者に係る適格性」です。表中の３列目になります。

団体漁業権については、漁業権の関係地区を組合の地区内に含むことが要件となっています。今回の申請者は全て、申請した漁業権の関係地区を組合の地区内に含んでいる漁業協同組合のため、要件を満たしておりました。

また、関係地区に住所を有し、１年に３０日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の世帯の３分の２以上を組合に含むことも要件となっています。

こちらは、４列目と５列目になりますが、遊漁券の販売件数等について各漁協へ調査を行い確認したところ、全ての申請について要件を満たしておりました。

次に、「２申請の内容」です。右から３列目になります。

申請の内容が漁場計画の内容と同じであることが要件となっていますが、全ての申請は漁場計画の内容と同じであり、要件を満たしておりました。

次に、「３同種の漁業権の不当な集中」です。

１河川又は漁場に１申請であり、不当な集中はありませんでした。

	最後に「４漁場の敷地の所有者による同意」です。右から２列目です。 該当する漁業権は内共１０号、１１号、１４号及び１５号の４件でしたが、いずれも敷地所有者による同意が得られており、要件を満たしておりました。 なお、第５種共同漁業については、漁業法第１６８条の規定により、増殖をする場合でなければ免許してはならないとあります。 このため、申請時に、令和６年から令和１５年までの１０年間の増殖計画の提出を求めており、今後、増殖を実施する予定であることを確認しています。 以上のことから、今回申請のありました漁業権の全てにおいて、免許しない場合に該当しませんでした。 以上、漁業権免許について、委員会へお諮りしたいと思います。 水産振興課からは以上です。
議長	ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
議長	ございませんか。
委員	ありません。
議長	それではお諮りします。第１号議案「熊本県内水面における第１５次漁業権切替に関する漁業権の免許について」は、『意見なし』と答申してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは第１号議案については、「意見なし」と、答申いたします。次に、第２号議案「内水面漁業権の遊漁規則について」です。 水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	引き続き、水産振興課でございます。よろしくお願いします。 第２号議案 内水面漁業権の遊漁規則について、諮問をさせていただきます。 着座にて説明いたします。資料は６ページからとなっております。

	ます。 漁業法第１７０条第１項の規定により、内水面における第５種共同漁業の免許を受けた場合、組合員以外の者のする遊漁を制限するときは遊漁規則を定める必要があります。 そして、同条第４項及び第５項の規定により、当該規則を定めるためには、本委員会の意見を聴いた上で、県の認可を受ける必要がありますので、今回お諮りするものです。 ７ページをご覧ください。第５種共同漁業の免許を申請した全漁協から遊漁規則認可申請書の提出がありました。 紙面下方枠内にありますように、申請内容については、漁業法第１７０条第５項第１号及び第２号の規定により、「①遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「②遊漁料の額の妥当性」について審査しております。 提出された遊漁規則案は１５ページ以降に添付しておりますが、ページ数が多いことから、資料１にまとめた審査内容概要にてご説明します。 結論として、全ての申請内容について適正と判断しました。 まず、「①遊漁を不当に制限するものでないこと」についてです。 組合員に課している制限以上の制限を課していないことが確認されましたので、遊漁を不当に差別するものではありませんでした。 次に、「②遊漁料の額の妥当性」についてです。 ８ページをご覧ください。このページから１４ページまでに、各漁協の遊漁規則案を基に、魚種、漁法、遊漁料の額、前回との比較等を整理しております。昨今の物価高騰の影響により、増殖事業費が増大していることから、一部の漁協で遊漁料の額を値上げしておりますが、遊漁券販売収入や行使料収入を想定した上で、増殖事業費を確保できるよう、遊漁料を設定していることを確認しております。 遊漁規則案については、今後、若干語句の訂正等を行った上で認可し、その後、公示することとしております。 以上、遊漁規則について、委員会へお諮りしたいと思います。水産振興課からは以上です。 ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。 ございませんか。
議長	
議長	

委員	ありません。
議長	それではお諮りします。第２号議案「内水面漁業権の遊漁規則について」は、『意見なし』と答申してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは、第２号議案については、「特に意見なし」と答申します。 引き続きまして、報告に移ります。 報告「全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰に係る対象者の推薦について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。 全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰に係る対象者の推薦について、報告をさせていただきます。 着座にて説明いたします。 資料１１３ページをご覧ください。 全国内水面漁場管理委員会連合会会長からの委員表彰に係る対象者の推薦依頼文を掲載しています。委員表彰につきましては、資料１１４ページの全国内水面漁場管理委員会連合会表彰要領に基づいて毎年実施されており、第４条に規定されているとおり、内水面漁場管理委員会委員として１０年以上就任している者を対象とした一般表彰と、表彰選考委員会において特に必要と認めた者を表彰する特別表彰があります。詳しい表彰の基準については、資料１１５ページの１，表彰対象及び基準をご確認ください。 今回、一般表彰の対象となる委員の方が３名いらっしゃいます。 平成２５年から委員に就任していただいている江藤会長、皆川委員、並びに平成２１年から平成２９年まで及び令和３年から委員に就任いただいている木下委員が通算１０年以上の就任となります。 各都道府県からの被表彰者の推薦人数につきましては、原則３名以内となっていますので、本委員会からは、江藤会長、皆川委員及び木下委員の推薦を予定しています。 なお、推薦に当たっては、各委員の履歴書が必要となります。江藤会長、皆川委員、木下委員におかれましては、お手数です

	が、資料１１６ページに掲載している履歴書を別途お配りしますので、ご記入の上、FAX 又はメールにて事務局宛にお送りいただきますようお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
議長	ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから御意見、御質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようですので、報告「全国内水面漁場管理委員会連合会の委員表彰に係る対象者の推薦について」を終わります。
議長	本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
齊藤委員	８ページから１５ページにこれまでとの比較がありましたけれども、緑川漁協であゆにつきまして、これまでは使えなかったと思うのですが、今回からルアーは使えるようになるのでしょうか。それと、各漁協であゆ釣りについて友釣り、がっくり、竿釣りとか書いてあるのですが、統一した書き方はないのでしょうか。
水産振興課	水産振興課でございます。ただ今の質問にお答えします。 緑川の方で、令和６年度からあゆルアーが使えるかという点についてですが、昨今、あゆの釣り方について色々ありまして、緑川漁協さんの方で検討されて、ルアーでのあゆ釣りを追加するという事になっております。漁法の表現の統一ということですが、今回、なるべく表現は統一する方向で進めましたが、元々地元の組合員さんですとか、遊漁者の皆様がその地域で使われている言葉が多々あるものですから、出来るだけ統一はしたものの、そのままになっている表現もありますので、そこはご理解いただければと思います。
皆川委員	２ページの表なのですが、江藤さんに教えていただければと思いますが、チスジノリが漁業の内容に入っているのですが、実際のところ、どの辺りに繁茂しているとか、増やす努力や漁獲は現状どのようになっていますか。

議長	山鹿市方保田の山鹿南部大橋から山鹿大堰橋の所までが天然記念物の区域内になっております。そこから下流に流れ出たチスジノリは採捕して良いとなっています。 今のところチラホラしかありません。以前は上流の方にもあったのですけれども、最近、国土強靱化で国交省が掘削を始めたので、なかなか見当たらなくなっています。現状はこのような感じです。
皆川委員	分かりました。ありがとうございます。どのくらいまで採れたとかもし御記憶にあれば。
議長	私が組合長になった時はあったからですね、この１期、２期くらいが理事の方が採りに行っていないというところです。４、５年と思います。
皆川委員	ありがとうございます。
皆川委員	今日の議題に関わることでなくて、４ページの申請者に関わる適格性のところで、②で水産動植物の採捕又は養殖する者の世帯の３分の２以上を組合員に含むこととありますが、３分の２は決まっているということだと思いますが、具体的には３分の２ぐらいあると何だから資格を有すると判断するという意味合いで３分の２になっているのか、素人なのでよくわからないので教えてください。
議長	水産振興課お願いします。
水産振興課	水産振興課です。ただ今の質問にお答えします。 ３分の２という数字につきましては、あくまで漁業法に記載されている数字をそのまま使用しているものです。その考え方についてということですが、若干推測になりますがご了解ください。同じ区域内に同じ漁業又は養殖をされる方がいらっしゃって、その内の大多数が組合員として所属しているということ、３分の２という数字はよく関係法令等で使われているものです。
皆川委員	大多数を示す値、おおよその指標として３分の２が採用されているということですかね。

水産振興課	あくまで推測になります。
皆川委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
神田委員	先ほど、齊藤委員があゆルアーについて言われましたが、氷川水系についてはあゆルアーが許可されていると思いますけれども、こちらに書いてないので、氷川について許可されているのかどうか確認です。資料１０ページにうなぎは穴釣りを含むと書いてありますが。
水産振興課	水産振興課です。ただ今の質問にお答えします。 氷川漁協さんにおきましては、令和６年以降もあゆルアーについては出来るということを伺っています。記載につきましては、一度確認しながらと思いますのでご理解いただければと思います。
神田委員	はい、ありがとうございます。
議長	他にありませんか。
福井委員	同じ表の話で教えていただきたいのですが、遊漁料の額が日券と年券と２つあると思うんですけど、日券が設定されていないものはどういう趣旨によるものか教えていただけたらと。
水産振興課	水産振興課です。ただ今の質問にお答えします。 例えばになりますが、かにのかご漁業ですと１日ではなく期間をおいて置かないと採捕ができないものがありますので、１日ではなく期間を長くとった方が遊漁として適している場合には年券のみを設定している場合があります。その他につきましては、当然各漁協さんの判断によると思いますけれども、概ねそういったことが理由と思っております。
福井委員	ありがとうございます。
議長	ほかにありませんか。 ないようですので事務局から何かありませんか。

事務局	ありません。
議長	これもちまして第３５８回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。